

事業主の皆さまへ 給与支払報告書の提出がお済みでない事業所はお早めに

給与支払者(法人・個人問わず)は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等(パート、アルバイトや短期雇用者等も含む)の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています。

(地方税法第317条の6)

令和5年分の給与支払報告書の提出期限は**1月31日(水)**です。お済みでない場合は、お早めの提出をお願いします。

なお、普通徴収切替理由書兼仕切紙の請求や給与支払報告書の記入にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課住民税係 (32) 3126

佐久税務署から 確定申告のお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします

会場 佐久税務署 別館2階会議室
期間 2月16日(金)～3月15日(金) (土、日および祝日を除きます。)
時間 相談受付：午前8時30分～午後4時
相談開始：午前9時から

確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です

- ① 国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ② 各会場で当日配付

(配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)



国税庁LINE公式
アカウント

- ※ 確定申告会場では、**スマホ申告**を基本とした相談体制としております。
- ※ マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せて①利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)および②署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16桁)が分かるようにしてお越してください。
- ※ 必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越してください。



問い合わせ先 国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。



国税庁ホームページ <確定申告特集>

町民税・県民税の申告

町民税・県民税申告は**郵送で提出**することも可能です。
希望される方は税務課住民税係までお問い合わせください。

町民税・県民税申告が必要な方

令和6年1月1日現在で、御代田町内に住所がある方は、**町民税・県民税の申告が必要です。**
収入がない方も町民税・県民税の申告は必要となります。

ただし、次に当てはまる方は、町民税・県民税の申告は必要ありません。

※②③は、所得税の確定申告が不要となる方で、追加する控除(生命保険や医療費控除など)もないことが前提となります。

- ① 令和5年分の所得税の確定申告をする方
- ② 1カ所からの給与収入(年末調整済)のみで、勤務先から「給与支払報告書」が町に提出されている方
- ③ 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が町に提出されている方
- ④ 収入がなく(または非課税所得のみ)、同一世帯の親族の税扶養となっている方

所得税の確定申告

所得税の確定申告が必要な方

事業収入(農業、営業、不動産等)やその他の所得(一時所得や土地・建物の譲渡所得など)があるような場合や、給与が複数箇所から支払われている場合など、**所得税の納付、還付が必要となる方は、所得税の確定申告をしてください。**

主な収入が給与や公的年金の方で確定申告が必要となる一例

主に給与収入の方

- ・ 給与収入を年末調整していない方
- ・ 年末調整された給与以外に収入があり、年末調整された給与を除く給与収入とその他の所得の合計が20万円を超える方
- ・ 給与収入が2,000万円を超える方

主に年金収入の方

- ・ 公的年金収入が400万円を超える方
- ・ 公的年金以外に所得があり、その所得が20万円を超える方

申告不要制度等により、確定申告義務がない場合でも、各種控除(生命保険や扶養控除、医療費控除など)等を申告することで、源泉徴収されていた所得税が還付されることがあります。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告が必要な方」をご確認いただき、判断がつかない場合には、佐久税務署へお問い合わせください。



確定申告が必要な方

申告を
忘れると...

所得額や税額は町・県・国のさまざまな制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料・公営住宅使用料などの算定に影響を及ぼす場合があります。

問い合わせ先

町民税・県民税の申告に関すること 税務課住民税係 (32) 3126
所得税の確定申告に関すること 佐久税務署 0267 (67) 3460